

令和7年度 結婚新生活支援事業

【結婚新生活支援事業とは】

若年世帯の婚姻等※に伴う新生活の住居確保に係る費用を助成することにより、経済的負担を軽減します。

※婚姻等：婚姻又は「船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に規定するパートナーシップの関係



【助成額について】

以下の4つの費用の合計額 **最大60万円まで**※

※婚姻等の日における新婚世帯等の双方の年齢が**29歳以下**の場合

39歳以下の場合は**最大30万円まで**

- 住宅の取得に係る費用：新築住宅の工事費・購入費、中古住宅の購入費
- 住宅の賃貸に係る費用：賃料・共益費・敷金・礼金及び仲介手数料
- 住宅のリフォームに係る費用：住宅の維持・向上のための修繕・増改築等の工事費
- 引越に係る費用：引越業者・運送業者への支払費用（ご自身で引越した場合等は対象外）
～詳細は助成対象費用について記載したページをご覧ください～

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）まで



【申請方法】

- 上記申請期間に申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。（郵送可）
- 申請書等は市のホームページからもダウンロードできます。



お問合せ 船橋市役所 建築部 住宅政策課
047-436-2712

【助成対象要件について】

以下の全ての要件を満たしている必要があります。

☐	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第2条第2号に規定する宣誓若しくは同条第3号に規定する申告をした2人の者（「新婚世帯等」という。）であること
☐	婚姻等の日における新婚世帯等の年齢がともに39歳以下であること
☐	新婚世帯等の所得の合算額が500万円未満であること
☐	令和8年3月31日までに、新婚世帯等のどちらかが住宅の取得、賃借又はリフォームに係る契約を締結していること
☐	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新婚世帯等のどちらかが住宅の賃借に係る費用、又は婚姻等の日から起算して1年以内の住宅の取得もしくはリフォームに係る費用、及び引越費用の支払をしていること
☐	助成金申請時に新婚世帯等の双方の住所が対象となる住宅の所在地にあり、住民基本台帳に記録されていること
☐	過去に結婚新生活支援事業に係る助成（他の自治体を実施するものを含む。）及び他の法令等による国又は地方公共団体からの同種の補助を受けていないこと
☐	船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと

【申請方法について】（郵送可）

申請書に必要な書類を添えて住宅政策課へ提出してください。
申請書は市のホームページからダウンロードできます。

書類等の記入に
「消せるボールペン」は
使用しないでください。

☐	結婚新生活支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
☐	同意書（所得等の確認に係るもの）
☐	新婚世帯等の戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書 パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カード
☐	住宅の取得、賃借、リフォームに係る契約書の写し
☐	住宅の取得、賃借、リフォーム及び引越費用の明細が分かる書類の写し及び 各費用を支払ったことが分かる書類（領収証、金融機関の振込み明細や引き落とし明細等（以下「領収証等」という。））の写し
☐	（該当者のみ）新婚世帯等の課税又は非課税証明書（所得額の記載のあるもの） ※上記の同意書により、市にて所得を確認できない方のみ必要です。
☐	（奨学金の返済がある場合）貸与型奨学金の返済額がわかる書類 （住宅手当等がある場合）住宅手当等の受給額がわかる書類



〈送付先〉
〒273-8501
船橋市湊町2-10-25 船橋市役所6階住宅政策課

【申請方法～助成金の振込について】

- 住宅の契約をした方を申請者としてください。
- 婚姻届等を提出し、かつ、同居開始後に申請してください。
- 以下の助成対象費用に係る領収証等が揃ってから申請してください。（令和8年3月31日まで）

助成要件を満たしているか審査を行い、助成の可否を決定後、交付決定通知書を送付します。
※審査には1か月ほどかかります。
交付決定通知後、口座振込みにより助成金を交付します。
※振込みには1か月ほどかかります。

【助成対象費用について】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った、市内に住宅を賃借するために要した費用、又は婚姻等の日から起算して1年以内に市内に新たに住宅を取得もしくはリフォームするために要した費用、及び当該住宅に引越しをするために要した費用が対象です。

～ 賃借の場合の助成限度額 ～

- 令和7年度に、敷金・礼金・仲介手数料を支払っている場合の限度額

敷金・礼金
仲介手数料

+

賃料及び共益費の
2か月分に相当する額

又は

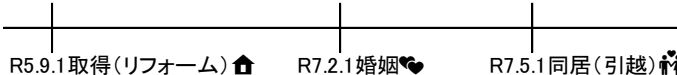
賃料及び共益費の
4か月分に相当する額

の高い方

- 令和6年度以前に、敷金・礼金・仲介手数料を支払っている場合の限度額

賃料及び共益費の4か月分に相当する額

（令和6年度以前に住宅を賃借、取得、リフォームした場合の例）

具 体 例	※網掛け（助成対象）	○助成対象費用 ●必要書類
婚姻等の日から起算して1年前以降に賃借、取得又はリフォームした住宅の場合（同居開始日はいつでも可） 		○4月1日以降に支払った費用 ●4月1日以降の4か月分の賃料・共益費の領収証等（賃借の場合） ●4月1日以降のローン支払いに係る領収証等及び償還予定表（取得等の場合）
婚姻等の日から起算して1年超前に賃借した住宅の場合  		○同居開始日又は婚姻等の日の遅い日かつ4月1日以降に支払った費用 ●（左記の例の場合）5月1日以降の4か月分の賃料・共益費の領収証等
婚姻等の日から起算して1年超前に取得又はリフォームした住宅の場合 		住宅の取得費又はリフォーム費は助成対象外ですが、（4月1日以降に支払った）引越費用は助成対象です。

《結婚新生活支援事業》 ～Q&A～

Q:どの年の所得が確認の対象となりますか？

A：申請時点で確認が可能な直近の年度の所得が対象となります。具体的には、1月1日から6月30日までに申請する場合は前年度の所得、7月1日から12月31日までに申請する場合は当年度の所得が対象となります。

Q:所得の合計額が500万円未満とは、どのくらいの収入が該当しますか？

A：目安として、双方に収入がある場合は約730万円（年収365万円×2人）、一方にのみ収入がある場合は約670万円が所得で500万円未満に該当します。

Q:貸与型奨学金の返済があります。そのことがわかる書類を提出するのは何のためですか？

A：貸与型奨学金の返済がある場合、所得額から年間の返済額を差し引いて審査することができます。なお、住宅手当等の受給がある場合は、助成対象となる家賃等から控除することになります。

Q:婚姻等の日と誕生日が近いが、年齢はどのように計算されますか？

A：年齢計算に関する法律等に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

Q:住宅の取得の場合、新婚世帯等のいずれかの名義である必要はありますか？

A：少なくとも建物の一部が新婚世帯等のいずれかの名義である必要があります。

Q:住宅の賃借の場合、前年度以前に契約し当該費用を支払い転居済の場合の対象費用は？

A：当該年度に支払った敷金、礼金及び仲介手数料並びに賃料・共益費（2か月分相当額）が対象になるため、契約時に支払済の上記の費用は対象にはなりません。4月1日以降に支払った賃料・共益費については、月々の賃料等を支払った領収証等をご提出いただくことで、4か月分まで助成対象となります。（前ページ「助成対象費用について」参照）
その他鍵交換代、光熱水費、火災保険料等は対象になりません。

Q:住宅の賃借の場合、新婚世帯等のいずれかが契約者である必要はありますか？

A：新婚世帯等のいずれかが契約し、かつ、賃借に係る対象費用を支払う必要があります。

Q:住宅の賃借の場合、令和8年3月頃に契約したことにより、助成限度額に満たない場合の取扱いは？

A：賃借の場合の助成上限額の範囲で、継続補助を実施する予定です。

Q:住宅のリフォームの場合、どのような費用が対象になりますか？

A：住宅の機能の維持・向上のための修繕、増改築、設備更新等の工事費用が対象になります。
倉庫、車庫に係る工事費やフェンス等の外構に係る工事費、家電購入・設置費は対象になりません。

Q:新婚世帯等のどちらかがリフォームを行う住宅を所有している必要がありますか？

A：新婚世帯等のいずれかが所有者である必要はありませんが、新婚世帯等のいずれかの名義でリフォームに係る契約をし、かつ、当該費用を支払う必要があります。

Q:引越費用について、自身で引越した場合にかかったレンタカー代等は対象になりますか？

A：対象になりません。引越業者又は運送業者へ支払った費用が対象となります。

Q:新婚世帯等の一方が住んでいる住宅にもう一方が転居した場合の引越費用は対象となりますか？

A：当該年度の4月1日から翌3月31日までに支払ったものであれば、対象となります。